

# 事務所だより

平成24年8月31日(金) 第45回 発行  
発行所 太田税理士事務所  
〒672-8030  
姫路市飾磨区阿成植木1003 はらだビル3F-B  
TEL 079-233-9058 / FAX 079-233-9059  
E-mail : oota-fp@ares.eonet.ne.jp

今回は最近私が読んだ書籍などから、印象に残ったものをいくつかご紹介させていただきたいと思います。まず私が心しなければならぬことで、説教臭い部分もあるかも知れず大変恐縮ですが、もし何かのご参考になれば幸いです。

## ■ 消費税増税の影響は・・・

韓国のサムスン電子が過剰な機能を省いたシンプルな家電で好調のように世界では「本質的な価値」を見極めようとする消費の流れが強まっている。ビールで言えば、長年続けてきた主要ブランドがやはり「うまい」と感じてもらえる価値を持っている。そうした信頼感を生かしつつ、新しさを提案していくことが大切だ。消費税増税の影響は大きく、商品への選択肢が厳しくなる。重要なのは商品の本質的な価値であり、それを普段からどう高めていくかが問われる。きちんとキャッシュフローを生む経営を徹底したい。

(アサヒグループ HD 社長 泉谷直木氏 日経新聞)

## ■ 保証人には絶対なってはいけません～親の責任も子に引き継がれます

ある方の父親が亡くなられ、兄弟の間でもめることもなく相続の手続きは円満に済みました。ところが、1年半ほど経ってから、突然2,800万円もの負債の返済を求める通知が届いたのです。差出人は会ったこともない弁護士でした。書面には、父親が生前に知人の借金の連帯保証人になっていた事実が記されていました。その知人が誰なのか、家族は全く心当たりがありません。しかし書面を送ってきた弁護士に問い合わせると、父親が連帯保証人になっていたことは事実で、借金をした知人が経営する会社が倒産し、当人が自己破産したために返済の義務が連帯保証人に及ぶのだと説明されました。既に父親の財産を相続していた相続人は、亡くなった父親の連帯保証人の義務も引き継がなければなりません。

法的には「知らなかった」では済まされないのが相続の前提なのです。

(天野隆「いま親が死んでも困らない相続の話」ワタナベ新書)



## ■ 本当に大切なものは・・・

東日本大震災のあと、僕ももちろんいろいろなことを感じ、考えました。家や車が津波で流される映像を見ると、いくら値の張る高級車でも、格安の中古車でも、大自然の前では同じじゃないか。テラーメイドの高級スーツに身を包んで、ブランドもののネクタイを締めていても、災害のときには、それが何の役に立つというんだ、とか。

もっと実的なものこそ、必要なんじゃないか、とか。もちろん、高級車や高級ブランドのバッグなどは、丈夫だったり、実用的だったりするものも少なくないけれど、宣伝に惑わされ、恰好をつけるために持つのなら、愚の骨頂と言わざるをえない。そうではなく、そのものの本質をこそ見つめ、判断しないとイケない。

このことは、実は人間も同じで、格好ばかり気にしているような人は、これまで以上に馬脚を現わす時代になったような気がします。努力とか勇気とか誠意とか備えとか、そうした一見華やかではないかもしれないけれど、ほんとうに役に立つ力、イザと言うときに発揮できる力を持った者が頼りにされ、活躍する時代に入ったというかね。

(鎌田實、吉川敏一「生きる力を磨く66の処方箋」PHP)

## ■ 税務調査対策④～社長個人の通帳まで見せる必要はありません

会社の税務調査なのに、なぜか調査官に「社長個人の通帳を見せて下さい」と言われることがあります。社長としては当然、個人の通帳などを見せたくないのですが、調査官は社長の個人預金に、会社の売上やリポート等が入金されていないか確認したいと考えているのです。

潔白を証明するために自主的に見せる場合は別でしょうが、基本的に**会社の税務調査である(つまり社長個人に対する税務調査ではない)**以上は、**社長さん個人の通帳を見せる必要はまったくありません。**

これは、親族が役員になっていても同じです。調査官が「社長個人の通帳も見せてください」と要請してきたら、「この税務調査は会社に対するものだから、個人の通帳を見せる必要はない。」と反論して下さい。

ちなみに個人事業主(所得税の調査)の場合も同じで、個人事業に対する調査である以上、事業に関する通帳を調査官に見せればよく、生活費の通帳を見せる必要はありません。ただ個人事業主さんは事業上と生活用の通帳が同じことが多いですね。

税務調査の面からみると、それぞれ別通帳の方が良いでしょう。

なお、弊所では、初回無料税務相談を承っております。(要予約) ご遠慮なくお問い合わせください。  
**TEL 079-233-9058**

\*ご意見・ご質問&メモ\*

-----  
-----

FAX 079-233-9059